

浜松市介護サービス事業者連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、浜松市介護サービス事業者連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、介護サービス事業者がお互いの連携及び情報の共有を行うことにより均衛の取れた良質かつ安定した介護サービスの供給体制を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図り、もって、サービス利用者等の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護サービス事業者相互の連携に関する事
- (2) 行政情報等の提供及び介護サービス事業者の情報提供に関する事
- (3) 介護サービスの質の向上のための研修及び調査・研究に関する事
- (4) 介護サービス事業者間の親睦に関する事
- (5) その他、連絡協議会の目的を達成するために必要と認める事業の実施に関する事

(会 員)

第4条 本会は、原則として、浜松市において介護保険制度による次の介護サービスを提供する事業者であって、本会の趣旨に賛同するもの（以下「会員」）をもって組織する。

- (1) 介護保険施設
- (2) 指定居宅（介護予防）サービス事業者
- (3) 指定居宅介護（介護予防）支援事業者
- (4) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者

2 本会に加入する場合には、所定の加入申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、会長あてに提出する。

3 本会を脱退する場合には、所定の退会届出書（様式2）に必要事項を記入のうえ、会長あてに提出する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置き、会員の互選により選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任理事 6名
- (4) 理事 12名以内

- 2 常任理事は、各専門部会の部会長とする。
- 3 理事は、各専門部会の副部会長とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事の行う職務を総括し、本会の運営全般の実務を担当する。
- 4 理事は、本会の運営全般の実務を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は当分の間、浜松市健康福祉部介護保険課に置く。

- 2 役員任期の算定は、当該年度の総会開催の翌日から次々年度の総会開催日までとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会をもって構成する。

- 2 会議は、会長が召集し、議長となる。
- 3 会議は、総会にあっては会員の、役員会にあっては役員過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決委任)

第10条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、常任理事、理事をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提案する事項に関する事
 - (2) 総会が決定した事項の執行に関する事
 - (3) その他総会の決定を要しない会務の執行に関する事
- 3 役員会は、会長が必要に応じ召集する。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) 事業報告に関する事
 - (4) 役員を選任に関する事
 - (5) その他、本会の運営に関し必要な事項
- 3 総会は、次のとおり開催する。
- (1) 通常総会 年1回
 - (2) 臨時総会 随時

(専門部会)

第13条 本会は、事業を推進するために、サービス種別（施設系・入居系・通所系・訪問系・福祉用具系・居宅支援系サービス部会）ごとに専門部会を設置する。

- 2 専門部会には、部会長1名、副部会長2名、幹事若干名を置く。
- 3 専門部会は、部会長がこれを召集し、議長は部会長が当たる。
- 4 専門部会の運営については、各専門部会が定める。
- 5 部会は、専門的事項について研究協議を行い、意見を具申する。

(活動年度)

第14条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会において協議し、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成13年5月23日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初の役員任期は第7条にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

浜松市介護サービス事業者連絡協議会加入申込書

浜松市介護サービス事業者連絡協議会会長 様

令和 年 月 日

浜松市介護サービス事業者連絡協議会に加入いたしたく、下記のとおり申し込みます。

記

事業者 (施設) 名称	
管理者氏名	
サービス種別	
住 所 (所在地)	〒
電 話 番 号	() ー
F A X 番 号	() ー
メールアドレス	

*加入申込書は、1 法人 1 枚ではなく、各事業所・各施設のサービス種別ごとに作成してください。

様式 2 (第 4 条関係)

浜松市介護サービス事業者連絡協議会退会届出書

浜松市介護サービス事業者連絡協議会会長 様

令和 年 月 日

浜松市介護サービス事業者連絡協議会を退会いたしたく、下記のとおり届出いたします。

記

事業者（施設）名称	
サービス種別	
住 所（所在地）	〒
退会理由	

*退会届出書は、1 法人 1 枚ではなく、各事業所・各施設のサービス種別ごとに作成をし、退会理由としては、事業の廃止、休止等を記入してください。